

CTG 建設労働組合ニュース

全日本建設交運一般労働組合群馬県本部
〒371-0023 (略称・建交労群馬県本部)
群馬県前橋市本町3-11-12 TEL:027-223-0007
FAX:027-223-9966 e-mail:ctg-g@nifty.com

10月11月は「建交労・秋の組合員拡大月間」 大宣伝活動・仲間の紹介で組合員を増やそう!

月日	場所	時間
11/4	みどり	11:00
	伊勢崎市	13:30
11/8	上野村	13:00
	神流町	14:30
11/14	桐生市	10:30
	玉村町	15:00
11/15	東吾妻町	11:00
	高山村	13:30
11/16	中之条町	9:30
	藤岡氏	13:30



群馬県発注の工事現場でアンケート回収と建交労を宣伝 (2015年5月)

秋の組合員拡大月間が始まりました。期間は10月から11月まで2か月間です。建築支部とダンプ支部は、週3回ほど宣伝カーを回しながら、工事現場でのチラシ配布などを予定しているほか、組合員へ拡大用パンフなどを送り、仲間の紹介を依頼する予定です。各支部は月間中は拡大行動に集中して取り組みましょう。

いまや情報収集の主役はパソコンからスマートフォンになっていきます。県本部では組織拡大をすすめるため、スマホ対応のホームページ作成の準備をすすめています。また、自家用宣伝カー(普通車)を現在制作中で10月中に完成予定です。建築支部とダンプ支部は、けんせつ国保、労災保険特別加入、税金相談、公的融資制度など組合の多彩な活動を行っています。こうし



2015年高崎市への要請行動

11月

全自治体要請行動へ参加を 建築・学童保育の要求など

今秋も11月に県労会議と群馬生公連主催で、全自治体要請行動が取り組まれます。建交労は第2コース

た活動をひろく宣伝するために、チラシ新聞折り込みや宣伝カーによる広報活動を強める予定です。また、組合員からの仲間の紹介活動も強めます。学童保育支部は、指導員の賃金改善・増員などを実現するため処遇改善事業の導入を自治体に要求しています。この事業の重要性を組合員だけでなく組合未加入者にも知ってもらうため学習交流会を十一月十六日(土)から十七日(日)に磯部温泉で計画しました。さらに、拡大対象者が参加しやすいよう地域ごとに小規模学習交流会なども計画するなど奮闘しています。

の担当で、日程は上表のとおりです。桐生市など東毛地域と藤岡市や上野村など西毛地域、中之条町、高山村など北毛地域を回ります。建交労がかかげた要求は、建築支部関係ではリフォーム助成制度・耐震改修助成制度の創設・改善です。また学童保育支部関係では、指導員の賃金改善・増員などを目的とした処遇改善事業をすべての自治体を実施することです。支部役員を中心に参加者を組織してください。

第27回なくせじん肺キャラバン 関東地協で共同・群馬労働局などへ

10月5日午前、じん肺キャラバン群馬実行団体(群馬県労働組合会議、千葉労災職業病支部、群馬県本部)と県外支援者の代表10名は、群馬労働局への要請行動を行いました。局は雇用環境・均等室、監督課、健康安全課、労災補償課から5名が対応しました。

群馬独自の要請「じん肺関連疾患、振動障害の研修会や講演会を積極的かつ頻繁に行い、検査及び治療のできる医師の育成、病院の開拓を行うこと」の要請には「医師が少ないのは切実な問題。県内では振動障害の専門といっている機関はゼロ。本省に話しているところ。県内の病院に電話して尋ねているがいな。労災保険特別加入の加入前検診はできる機関はあるが、治



療はできない。引き続き本省へ伝える」との回答でした。36協定には「粉じん現場にかかわらず」と何度も前置きしての「必ず記入、提出、延長理由を指導している」との回答でしたが「基発150号では本来臨時的、必要最低限とうたっている。トンネルでは二交代制が当たり前となっており、実態として守られていない。所定労働時間が10時間となってしまう、労基法32条からは大きく逸脱している」と徹底した8時間労働を実現するようせまりました。

■ 新たに取り組む緊急耐震対策事業の助成制度

市は、生活の拠点となる住宅の耐震化を進めるため、緊急耐震対策条例を制定しました。耐震化のための助成制度を新たに設け、地震などの災害の際に倒壊の恐れがある屋根や塀、広告塔、擁壁などの改修・工事に對して助成を行います。工事の請負は、市内に本店が支店、

営業所、事業所のある事業者に限ります。申請の受け付けは10月17日(月)からです。制度によって対象となる建築物の要件や提出書類、申請方法などが異なります。予算額に達したときは、助成は終了します。詳しくは建築指導課へ問い合わせください。

■ 助成制度の概要

制度の種類	対象条件	助成の内容	上限額
制度1 木造建築物 耐震診断	・昭和56年5月31日以前に建築した2階建て以下で500㎡以下の建物	建築物の耐震診断にかかる費用の2分の1を助成(住宅だけ耐震診断派遣事業を実施)	5万円
制度2 木造建築物 補強設計	・耐震診断と補強設計、工事監理は、市内に勤務する「木造住宅の耐震診断と補強方法」の講習を受けている建築士	耐震診断の結果、上部構造評点※1が1.0未満の建築物を1.0以上にするため補強設計にかかる費用の2分の1を助成	10万円
制度3 木造建築物 耐震改修		補強設計に基づく耐震改修工事にかかる費用の3分の2を助成	140万円
制度4 屋根の改修	居住部分の床面積が2分の1以上の住宅(併用を含む)	瓦から軽量の屋根材へ半分以上を置き替える工事にかかる費用の2分の1を助成	100万円
制度5 塀の除去・改修	・道路沿いに設けられた塀 ・高さ1.0m、長さ5m以上の塀で損傷・腐食などがある	塀の除去工事と新たにブロックや鉄筋コンクリートなどによる塀やフェンスを築造する工事。除去工事は一律2万円。築造は費用の2分の1を助成	20～50万円 ※2
制度6 広告塔の改修	・高さが4.0mを超える自家広告物のための広告塔 ・倒壊した際に交通の支障となる位置にあり損傷・腐食などがある	広告塔の除去工事と新たに4.0mを超える広告塔を築造する工事にかかる費用の2分の1を助成	50万円
制度7 擁壁の改修	・住宅にかかると道路沿いの高さ1.0m以上の擁壁で損傷などの劣化がある ・宅地造成工事規制区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域にある擁壁	擁壁の除去工事と新たに1.0m以上の擁壁を築造する工事にかかる費用の2分の1を助成	100万円

※1 建築物の構造の強さを示す指標の一つ。数字が大きいほど地震に強く、1.0以上は「一応倒壊しない」とされる建築物
※2 補助対象の築造長さは、除去前の塀の長さを上限とする。上限額は築造長長によって異なる

住宅の耐震化を進めるための新たな助成制度

高崎から建物倒壊による 圧死を無くす。



熊本地震で倒壊した家屋と崩れた擁壁
H.28.4.30撮影 雨河野村

市は、住宅の耐震化を進めるため「緊急耐震対策条例」を制定し、災害時に倒壊の恐れがある屋根や塀、広告塔、擁壁などの改修工事に対する助成制度を新たに設けました。申請は10月17日(月)から、予算の範囲内で受け付けます。問い合わせは、建築指導課(☎321-1271)へ。

■ 危険箇所総点検。木造建築物や塀なども点検しました

市は、危険箇所総点検を6～8月に延べ1,704人の市職員を動員し、市内全域で実施しました。土砂災害警戒区域などに加え、大地震発生時に倒壊の恐れがある旧耐震基準の木造住宅4万2,100棟や道路沿いの塀、大型看板などを点検しました。この点検で、木造住宅では131棟が危険、424棟が注意、塀や看板は41か所が危険と判明しました。

市はこの結果を受けて、震災に強いまちづくりを目標として緊急耐震対策条例を制定し、警察・消防の協力を制のもと、住宅などの耐震化を進めます。



傾斜地では、のり面のブロックに亀裂やゆがみがないか確認



市職員が住宅地でのブロック塀の状態などを点検